

裁 決

審査請求人

処分庁 市健康福祉部長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成29年6月8日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

市健康福祉部長が請求人に対して行い、平成 年 月 日付け で通知した申請却下処分を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、請求人に対し、請求人が処分庁に対して申請した浴室排水すのこの購入費の支給を求める保護申請（平成29年3月20日付けでしたもの。以下「本件申請」という。）について、当該購入費は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第14条に規定する住宅扶助費として支給できないことを理由として、申請却下処分（平成 年 月 日付け 保護決定通知書（以下「本件通知書」という。））で通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人が、これを不服として、本件処分の取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 請求の理由

排水すのこが破損し、新調購入した費用1,500円を住宅維持費として支給してほしいと申請した。排水すのこは、排水溝の蓋である。下肢障害があり、すのこがないと出入りが危険であること、ケースワーカーが排水溝を確認しており、危険であることを認めており、排水すのこの却下決定は違法である。

2 処分庁の弁明

(1) 本件審査請求の棄却を求める。

次の理由により、本件処分は適正かつ正当である。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4(2)アにおいて「保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定すること。」とされている。

入浴設備においては「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の問14及び「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7-113により入浴設備の修理又は設置に関し「近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。なお、重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の設置に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。」とされ、風呂設備の範囲として「浴槽の購入費、給排水のための簡易な工事費、外部からの透視をさけるための簡単な囲いに要する費用等、入浴のための必要最少限度の額を住宅維持費として認定することとされたい。」とされている。

請求人宅の浴室に設置されている排水すのこについては、浴室内にある排水溝の約10から20センチメートル四方の穴を塞ぐ目的で使用されるものである。貸主であるUR住宅都市再生機構へ照会したところ、排水すのこは借主が任意で購入、設置するものであり、請求人宅にあった破損した排水すのこは前居住者の残置物であることを確認した。

このことから局長通知第7の4(2)アにいう従属物の類ではなく、住宅維持費の支給対象には該当しないと判断する。

次に、審査請求の理由において下肢に身体障害があり、すのこがないと出入りが危険であると述べているが、住宅維持費は住居が破損した場合の小規模な破損に対する修理を目的としたものであり、居住者の障害に起因する需要に対応するための改造及び改修を目的とするものではないことから、この点からも住宅維持費の支給対象には該当しないと判断する。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1(2)のとおり主張しており、要するに、本件処分において、浴室排水すのこの購入費を住宅維持費の支給

ア 浴室排水すのこは、URの賃貸住宅の標準的な備品であり、原則として住宅の貸主であるURが設置している。

イ 浴室排水すのこが破損又は滅失した場合、その修繕又は取替は、居住者の負担によって行う。

ウ 退去時において、浴室排水すのこが破損又は滅失している場合も、その修繕又は取替は、退去者負担となる（原状回復を求める。）。

3 法の仕組み

(1) 法第14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」（同条第1号）及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」（同条第2号）に係る事項の範囲内で行う旨定めている。

(2) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3（住宅扶助基準）の1（基準額）は、補修費等住宅維持費の額（年額）を120,000円以内としている。

(3) 局長通知第7の4（2）アは、「保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。」としている。

また、問答集第7の3は、住宅扶助について、「具体的には、日々の生活の場としての家屋の家賃、間代、地代等のほか、破損等により住居としての機能に障害が生じた場合の小規模な補修費を保障するものである。」としている。

(4) 課長通知第7の問14の（答）は、風呂桶が破損した場合の家屋補修費について、「近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。なお、重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の設置に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。」としている。

(5) 問答集問7-113の（答）は、住宅維持費としての風呂設備の敷設に要する経費について、「浴槽の購入費、給排水のための簡易な工事費、外部からの透視をさけるための簡単な囲いに要する費用等、入浴のための必要最少限度の額を住宅維持費として認定すること」としている。

4 あてはめ

(1) 請求人は、前記1のとおり、破損した浴室排水すのこの取替に係る購入

費について、住宅維持費の支給対象とするよう求める旨主張しているところ、住宅維持費は、前記3(3)のとおり、「被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理……のために経費を要する場合」に認定され、「破損等により住居としての機能に障害が生じた場合の小規模な補修費を保障する」とされている。

(2) そこで、まず、本件すのこが、畳、建具、水道設備、配電設備等の「家屋の従属物」に該当するか、検討する。

請求人宅においては、前記2(9)ア及びイのとおり、浴室排水すのこは、URの賃貸住宅の標準的な備品であり、原則として住宅の貸主であるURが設置していること、破損又は滅失した場合、その修繕又は取替は、居住者の負担によって行くとされていることが認められる。

そうすると、本件すのこは、居住者が任意で購入する個人の所有物とは認められない。

したがって、本件すのこは、畳、建具、水道設備、配電設備と同様に、「家屋の従属物」に該当すると言ふべきである。

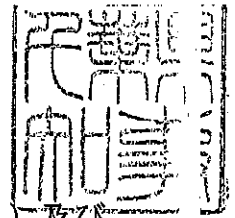
(3) 次に、浴室排水すのこの破損が、「住居としての機能に障害が生じた場合」に該当するか、以下検討する。

この点、住宅維持費は、前記3(1)のとおり、あくまで「補修その他住宅の維持のために必要なもの」を扶助するものであり、障害者加算のように被保護者の障害に起因する特別の需要を理由として支給されるものとは言えない。

そうすると、浴室排水すのこがなくても、一般に入浴自体が不可能になるとは考えられないから、浴室排水すのこの破損によって、住居としての機能そのものに障害は生じていないとも考えられる。

しかし、前記3(4)のとおり、課長通知において、「重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合」等に限って特に「入浴設備の設置に要する費用を住宅維持費の支給対象」とする旨定められていることに照らせば、住宅維持費の支給の要否の判断において、被保護者の障害の内容及び程度、年齢等の事情に加えて、住宅の構造及び状況を考慮することは、生活保護制度の趣旨に反するとは認められず、むしろ、個人の実際の必要の相違を考慮した適切なものと言え(法第9条参照)。

この点を踏まえて、本件についてみると、前記2(3)及び(6)のとおり、請求人には左右の下肢それぞれに障害があることが認められ、また、前記2(4)のとおり、請求人宅の浴室の出入口付近の床には、深さ5センチメートルほどの段差があることが認められる。



そうすると、本件すのこは、このような状況の下、前記2(4)及び(6)のとおり、浴室の出入口付近の床に生じる段差を解消し、下肢障害のある請求人が浴室へ安全に出入りするための重要な機能を果たしていると認められるのであるから、浴室排水すのこの破損は、当該事情及び請求人の障害に鑑みれば、「住居としての機能に障害が生じた場合」に該当すると言ふべきである。

(4) この点、処分庁は、浴室排水すのこは居住者が各自で用意するものであるとの前担当者の説明を基に、本件すのこは「家屋の従属物」とは認められず、また、浴室排水すのこの取替は入浴設備の修理にも該当しないとして、住宅維持費の支給対象とはならないと判断している。

しかし、本件すのこが、「家屋の従属物」に当たるとは前記(2)のとおりであり、浴室排水すのこの破損が、上記(3)の事情及び請求人の障害に鑑みれば「住居としての機能に障害が生じた場合」に該当することは前記(3)のとおりである。

したがって、本件すのこの購入費は、住宅維持費の支給対象となるものと言わなければならない。

(5) 以上のとおり、本件すのこの購入費は住宅維持費の支給対象となるものであり、本件処分には当該購入費を支給対象としなかった点に違法があるから、本件処分は、取消しを免れない。

5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成30年5月18日

千葉県知事 鈴木 栄 治

